

下記の問・問のうち、いずれか1問を選択して解答しなさい(答案の冒頭に、選択した問題番号を必ず記入すること)。

問

Aは更地である甲土地を所有していたところ、この土地に目をつけたBが登記に必要な書類を偽造して勝手に1992年7月1日B名義への所有権移転登記を行った。1992年9月10日Bは甲土地の所有者としてこれをCに売却し、同日、甲土地を引渡すとともに、登記もC名義に移転した。Cは引渡しをうけた当初甲土地を家庭菜園として利用していたが、その後甲土地上に乙建物を建築し、これが完成した1994年10月20日以降はこれに居住していた。2003年10月15日、Aは、甲土地の登記名義が上記のように移転して現在C名義となっていること及び甲土地にはC名義の乙建物が建っていることを初めて知るにいたった。そこで、AはCに対して建物収去土地明渡を請求した。

Aの請求は認められるか。

問 解説

177条の第三者の意義及び取得時効に関する問題である。

1.177条の第三者とは「登記欠缺を主張するにつき正当な利益を有する者」に限られるとするのが判例準則である。基本的にはこの判例準則を踏まえて、まずAとBと関係を正確に理解しているかどうか。次いで、Bからの譲受人Cが177条の第三者に当たるかどうかを理解しているか。

2.取得時効の要件を理解しているか。1.でCが177条の第三者にあたらない場合には、Cは甲土地の時効取得を主張できないかが問題である。とくに要件については一定期間の占有に関してCの甲土地占有の開始はいつか。

3.誤字・脱字などは減点する。

問

Aは、Bから1000万円を借用している。Aの夫Cは、甲建物を所有するほかには見るべき財産を有していなかった。Cが死亡し、その相続人としては、AのほかA・C間の娘Dがいる。Aは、甲建物に一人で居住している。Dは、すでに結婚して、甲建物には居住していない。AとDは、甲建物をDの単独所有とする旨の遺産分割協議をした。なお、Aには見るべき財産はない。

Bには、どのような法的手段があるか。

問

(出題の意図)

最高裁平成11年6月11日判決民集53巻5号898頁の事例を簡略化した事例問題である。遺産分割協議と債権者取消権の関係について問うものである。

(採点基準)

債権者取消権の要件一般(害意など)

民法424条2項の解釈

最高裁平成11年6月11日判決民集53巻5号898頁(取消の肯定)への論及

相続放棄の場合との対比があれば加点

誤字・脱字などは減点する。

2005年度後期日程入試問題 法学専門試験 民法

下記の間・問のうち、いずれか1問を選択して解答しなさい(答案の冒頭に、選択した問題番号を必ず記入すること)。

問

AとBの間の唯一の子であるCは、2000年初頃、知人Dより8000万円の金員を借り受けた。Cが借入金の返済を怠ったため、Dは、2001年に至り、残債権額についてCとの間で債務弁済契約公正証書(強制執行認諾約款付)を作成した。Aは、甲土地等の資産を有していたところ、2001年3月6日付で、「甲土地をBに相続させる」との自筆証書による遺言をした。2004年7月16日、A死亡。2004年10月18日、DはCに対する債権を被保全債権として甲土地につき仮差押命令を得たうえ、Cに代位して、甲土地につきBとCとを権利者とする相続による所有権移転登記(持分各2分の1)と、Cの持分に対する仮差押の登記とをそれぞれ経由した。2004年12月10日には、Dは上記公正証書に執行文付与を得て、甲土地のCの持分について強制執行を申し立てたところ、これが認められ開始が決定された。Bは、甲土地についてなされた仮差押の不許と強制執行の不許を求めて、第三者異議の訴えを提起した。

「相続させる」遺言を、「被相続人の死亡の時(遺言の効力の生じた時)に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継されるもの」と解した場合と、「遺贈」と解した場合とで、Bの訴えに対する結論は異なるか。

<出題の意図と採点ポイント>

「相続させる」遺言による不動産の取得と登記の問題が扱われた最2判平成14年6月10日判例時報1191号59頁を参考に作成した設例を用いて、いわゆる対抗問題構成と無権理法理構成との違いを問うものである。「相続させる」遺言を、最2判平3年4月19日民集45巻4号477頁のように、遺産分割協議不要の遺産分割方法の指定(相続承継)と解すると、「共同相続と登記」問題におけると同様、無権理法理によって解決される。これに対し、有力学説のように、遺贈と解すると、「遺贈と登記」問題におけると同様、対抗問題として解決される。民法の基本的な論点のひとつであり、その正確な理解と一貫した論旨の展開力を問うものである。

問

乙は既に故障し修理の必要な甲所有のブルドーザーを賃借し丙に修理に出した。

次の ともに答えなさい。

乙は丙から修理ができたとの連絡をうけたものの引取りに行かずそのままにしいたところ、甲は当該ブルドーザーが自己の所有であるとして丙に対して返還を請求した。これに対して丙は、乙に対する当該ブルドーザーの修理代金債権を被担保債権として留置権の成立を主張した。丙のこの主張は認められるか。

乙は丙から修理ができたとの連絡をうけたので引取りに行った際に、修理代金は1ヵ月後支払旨を合意し、ブルドーザーを引き取った。その引渡し後2週間後、乙は甲にブルドーザーを返還した。そのさらに1週間後乙は倒産した。乙からの修理代金回収が困難になった丙は、ブルドーザーの所有者である甲に対して修理代金相当額ないしはブルドーザーの価値増加分の金員の支払を請求した。丙のこの請求は認められるか。

解説

枝問 について

留置権の成否に関わる問題である。留置権の成立を否定する見解もないわけではないが、圧倒的多数は留置権の成立を肯定する。しかし理論的には困難な問題を含んでいる。結論のみならずそれにいたる理論を正確に理解しているかを問うものである:

- 1.留置権の成立要件を理解しているか。
- 2.一般にはこの問題は成立要件としての物と債権との牽連関係の問題と構成されているので、牽連関係に関する判例・学説を理解しているか。
- 3.ここでは2.とあわせて債務者以外の物に対して留置権が成立しうるか、成立するとすればどのように根拠によるか。
- 4.以上を踏まえて自説を的確に展開できているか。

枝問 について

いわゆる「転用物訴権」に関わる問題である。判例は当初かかる事例においては、丙の甲に対する請求を無条件に肯定していた(最判1970年7月16日民集24巻7号909頁)。しかし、その後、最判1995年9月19日(民集49巻8号2805頁)で条件肯定説に転じた。学説では丙の甲に対する不当利得を根拠とする修理代金請求をつねに否定するか限定的に肯定する立場が通説である。

- 1.所有者甲は修理契約の当事者ではなく、従って、当然には甲には代金支払を請求できないという問題点の基本となる出発点を把握しているか。
- 2.その上で請求の根拠としての不当利得の成立要件を理解してか。
- 3.事例で成立要件が満たされるかを上記の判例を前提に検討できているか。
- 4.以上を踏まえて自説を的確に展開できているか。

枝問 を通じて

1. について最判 1995 年 7 月 19 日に従うとつねに丙の甲に対する請求が認められるわけではない。これに対して で留置権の成立を認めると結局つねに甲が修理代金を丙に支払わない限りブルドーザーを取り戻せない。かかる結論の相違の可否についても言及があれば加点する。
2. 誤字・脱字などは減点する。